

北空知衛生センター組合公印規程

昭和41年4月19日
組合訓令第1号

改正 昭和42年 6月18日組合訓令第1号
昭和43年 3月 5日組合訓令第1号
平成13年 9月 1日組合訓令第1号
平成17年12月26日組合訓令第1号
平成19年 3月30日組合訓令第1号

第1条 北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）に関する公印は、この規程の定めるところによる。

第2条 公印は次のとおりとする。

- (1) 組合之印
- (2) 組合長之印
- (3) 組合長職務代理者之印
- (4) 会計管理者之印

（平17組合訓令1、平19組合訓令1・一部改正）

第3条 公印のひな形、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

（平17組合訓令1・一部改正）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月18日組合訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月5日組合訓令第1号）

この規程は、昭和43年3月1日から適用する。

附 則（平成13年9月1日組合訓令第1号）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日組合訓令第1号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

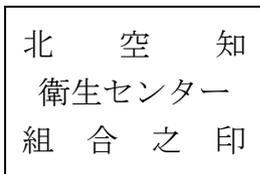
附 則（平成19年3月30日組合訓令第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

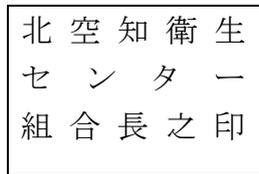
別表

公印名	ひな形	書体	寸法	用途
北空知衛生センター 組合之印	い	てん書	方25ミリメートル	公文書用
北空知衛生センター 組合長之印	ろ	てん書	方21ミリメートル	公文書用
北空知衛生センター 組合長職務代理者之印	は	てん書	方18ミリメートル	公文書用
北空知衛生センター 組合会計管理者之印	に	てん書	方18ミリメートル	公文書用

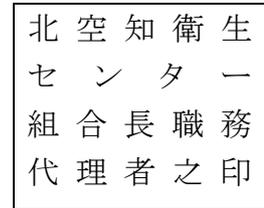
い



ろ



は



に

